日本フェイシャルテーピング協会 トレーナー規約

2023/3/25

メディカル・エイド株式会社　クリア事業部

日本フェイシャルテーピング協会

第１条（総則）

日本フェイシャルテーピング協会トレーナー規約（以下本規約という）の承諾は先に日本フェイシャルテーピング協会会則を承諾していることを前提としています。

第２条（運営主体）

本規約にあるトレーナー制度はメディカル・エイド株式会社クリア事業部　日本フェイシャルテーピング協会（以下 JFTA という）が管理運営の主体となります。

第３条（目的）

本規約は JFTA トレーナー（以下トレーナーという）による JFTA 会員（以下会員という）へのフェイシャルテーピングレッスンが円滑に実施され、トレーナー活動における権利と義務を明確にすることを目的とします。

第４条（トレーナー資格取得方法と業務委託契約）

1．トレーナー資格取得希望者は JFTA 認定トレーナー資格取得コースに申し込みいただき、書類選考と面接試験に合格したものが所定の費用を支払ったのち JFTA 認定トレーナー資格取得コースを受講できます。
2．研修生の間は JFTA 会員であり、JFTA 会員会則に従って受講する義務があります。
3．トレーナー研修を受講し、修了検定に合格すると JFTA 認定トレーナー資格を取得できますが、トレーナー活動をする場合は JFTA と業務委託契約を取り交わし、所定のトレーナー登録完了後、JFTA のトレーナーとして活動できます。
4．前項に定めるトレーナー研修を定められた期限内に履修できない場合は、研修途中であっても研修は打ち切りとなります。履修できなかった場合や業務委託契約をしない場合は JFTA 会員として引き続き JFTA の各種サービスを受けることができます。
5．SNS での販促活動やトレーナー活動が認められないトレーナーは業務委託契約を解除されます。解除された場合でも JFTA 会員として引き続き JFTA の各種サービスを受けることができます。
6．業務委託契約が解除されたトレーナーはトレーナーとしての権利や義務も失効します。

第５条（トレーナー資格とトレーナー活動条件）

１．JFTA トレーナー（以下トレーナーという）は以下の条件を満たさなければなりません。

(1) JFTA 会員会則第５条の入会資格を満たしていること。

(2) 第４条の JFTA トレーナー研修を履修し、修了検定に合格し、トレーナー資格を取得し、JFTA と業務委託契約を取り交わしていること。

(3) トレーナーの資格は（A･B･C級）があります。

① C級・・・検定試験に合格した時点でC級となります。

② B級・・・自己集客のパーソナルコーチングを１件以上実施した時点でB級となります。B級トレーナーは JFTA よりお客様の紹介を受けることができます。

③ A級は以下の条件を満たしたトレーナー

1. 有料の Zoom で複数参加のレッスンやセミナーを実施できること。
2. SNS での活動が活発であること
3. インストラクターの推薦あること。
4. 次の（４）に定める条件を考慮して JFTA 本部が認定すること

A級トレーナーは JFTA よりお客様の紹介を優先的に受けることができます。

(4) A級トレーナーは実働可能時間、お客様の評価や商材リピート率、商材売上金額、自己集客などの実績に応じて JFTA 本部が認定します。

(5) トレーナーはＳＮＳを通じてフェイシャルテーピングを普及しなければなりません。ＳＮＳに掲載する自身のビフォーアフターやテーピング施術に関する写真や動画を作成し、自身の集客や JFTA のコンテンツ制作に協力する義務があります。

第６条（インストラクター昇格とその他の条件）

(1) フェイシャルテーピングスキルがＡ級であること。

(2) インストラクター見習として JFTA 認定トレーナー資格取得コースのトレーナー研修を実習し、実習担当インストラクターの推薦を受けること。

(3) ＪＦＴＡ統括本部面接に合格すること。

(4) インストラクターに昇格すると別途報酬を得ることができます。※JFTA インストラクター規約並びに JFTA インストラクター報酬と費用規定参照

(5) インストラクターに昇格した場合、トレーナー時に集客したトレーナーは自身が担当インストラクターになります。

第７条（届出内容変更手続）

1．トレーナーは、登録申込書に記載した内容、その他 JFTA に届け出た内容が正確であることを保証します。JFTA は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2．トレーナーは、登録申込書に記載した内容、その他 JFTA に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3．JFTA よりトレーナーに通知する場合は、トレーナーから届出されているメールアドレスまたはチャットに宛てた通知の発信をもって通知したものとします。なお、トレーナーが前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により JFTA からの通知が延着し、または届かなかった場合には、通常到達すべきときに JFTA からの通知がトレーナーに到達したものとします。

第８条（個人情報保護）

JFTA は、JFTA の保有するトレーナー及び会員の個人情報を、JFTA が別に定める「個人情報保護方針」と「お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって管理します。

第９条（諸費用と支払方法について）

トレーナーのオンラインシステム使用料等の諸費用（以下「諸費用」といいます）と支払方法については、「JFTA トレーナーの報酬と費用規定」で定めます。

第 10 条（トレーナーの報酬と支払方法について）

トレーナーは JFTA と業務委託契約がなければトレーナー活動はできません。JFTA は以下の報酬をトレーナーに分配します。
1．各種レッスンで定めるオンラインレッスン料・コーチング料・チャット指導料。
2．担当 JFTA 会員や自身が集客した研修生の JFTA 商材購入に対する販売手数料。ただし、研修生がトレーナー資格を取得した後は販売手数料を受け取ることができません。
3．トレーナー報酬の明細や支払方法は、別に定める「JFTA トレーナーの報酬と費用規定」にて明記しております。

第 11 条（各種レッスン実施後に返金が発生したときについて）

1. オンラインレッスン実施後、クーリング･オフやトレーナーの過失によりレッスン料の返金が発生した場合は、トレーナーは受け取ったレッスン料を返金しなければなりません。
2. オンラインレッスン実施後、トレーナーの過失がないにもかかわらずレッスン料の返金が発生した場合は、トレーナーは受け取ったレッスン料を返金する必要はありません。

第 12 条（JFTA トレーナー資格の地位）

JFTA トレーナーたる地位は一身専属のものであり、譲渡および相続することはできません。

第 13 条（諸規則の遵守）

トレーナーは、トレーナー活動をするにあたり、本規約や JFTA のその他の諸規則を遵守し、JFTA または担当インストラクターの指示に従うものとします。指示に従わない場合は JFTA の判断でトレーナーとの委託業務契約を解除することができます。

第 14 条（禁止事項）

トレーナーは、次の行為をしてはいけません。

（1）JFTA 会員会則 14 条禁止事項。
（2）会員に JFTA の商品の購入やレッスン申し込みを強要すること。
（3）JFTA 以外が取り扱う商品やサービスを会員に案内することは認めません。
（4）正当な理由なく、レッスンを会員に無断で日時の変更や中止すること。
（5）JFTA のレッスンを、JFTA を通さず行うこと。
（6）JFTA が取り扱う商材と同種の商材を販売すること。
（7）トレーナー用商材を転売すること。
（8）JFTA に無断で JFTA の名称やロゴ、写真などの画像を使用したり、印刷物を発行したりすること。
（9）その他、JFTA がトレーナーとしてふさわしくないと認める行為。

第 15 条（損害賠償責任免責）

1. トレーナーが JFTA のレッスンを会員に実施中、トレーナー自身が受けた損害に対して、JFTA は、JFTA に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. トレーナー同士の間に生じた係争やトラブルについても、JFTA は、JFTA に故意または過失がある場合を除き責任を負いません。

第 16 条（トレーナーの損害賠償責任）

トレーナーが JFTA のレッスンを実施中、レッスンや業務の範囲外で会員、その他の第三者に損害を与えたときは、そのトレーナーが当該損害に関する責を負うものとします。

第 17 条（担当会員の担当変更）

1．トレーナーが担当している会員が、担当トレーナー変更を当月 20 日迄に JFTA に申請すれば、翌月より担当を変更します。
2．担当変更されると、商材販売手数料は変更されたトレーナーに支払われることとなります。
3．トレーナー同士と会員の同意があれば担当を変更することができます。
4．トレーナーがなんらかの理由で業務遂行が不能になった場合は、JFTA は担当会員を他のトレーナーに変更することができます。

第 18 条（トレーナーの資格喪失）

トレーナーは次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失し、業務委託契約が解除され、自身が担当していた会員は JFTA 本部または他のトレーナーの担当となります。
（1）第１３条および JFTA トレーナー誓約書違反により除名されたとき。
（2）トレーナーの退会届を提出したとき。
（3）死亡したとき。
（4）正当な理由（病気や海外赴任など）なく、３ヶ月以上お客様のフォロー（レッスン、コーチング、チャット指導）を行っていないとき。
（5）トレーナーに対し、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他倒産処理手続（将来制定される手続きを含みます。）開始の申立てがあったとき。

第 19 条（トレーナー活動停止）

1．トレーナーは以下の場合、トレーナー活動が一時停止となります。
(1) 正当な理由（病気や海外赴任など）なく３ヶ月以上お客様のフォロー（レッスン、コーチング、チャット）を行えなくなったとき。
(2) 本規約や JFTA トレーナー誓約書等に定める禁止行為があった場合。

２．活動停止となった場合、以下のように処理されます。
(１) 担当していた会員は他のトレーナーの担当となります。
(２) 活動停止後、トレーナー活動を再開する場合は本部インストラクターと面接をし、許可を得なければなりません。
(３) 活動停止中はトレーナーの特典や義務は停止となりますが、JFTA 会員としての権利と義務は継続します。

第 20 条（休会）

１．トレーナーが休会するときは、2 週間前までに JFTA 所定の書面により手続を完了することにより、当月の末日（以下「休会日」といいます。）をもって休会できるものとします。なお、トレーナーは JFTA に対し休会日までのシステム使用料を支払う義務を負います。
２．休会となった場合、以下のように処理されます。
(１) トレーナーの費用は翌月から請求を停止いたします。
(２) 休止中は一切のトレーナー報酬は受け取ることができません。
(３) 担当していた会員は他のトレーナーの担当となります。
(４) トレーナー活動を再開する場合は再研修した上、本部インストラクターの推薦を得なければなりません。
(５) 休会中はトレーナーの特典や義務は停止となりますが、JFTA 会員としての権利と義務は継続します。

第 21 条（退会）

トレーナーは、自己都合により退会するときは、JFTA が定めた期日までに、JFTA 所定の書面により手続を完了することにより、当月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会できるものとします。なお、トレーナーは JFTA に対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。退会に伴いトレーナーの権利と義務は無くなります。ただし、JFTA 会員としての権利と義務は残ります。
トレーナーが本規約や JFTA トレーナー誓約書に定める禁止行為によってトレーナー資格を喪失した場合は、JFTA におけるすべての権利を失います。

第 22 条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止）

JFTA は、本規約と別途定める規則に基づいてトレーナーが負担する諸費用、利用範囲、条件および施設等運営システムについて、JFTA が必要と判断したときは、トレーナーに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第 23 条（本規約の改正）

原則として JFTA は 1 週間前までにトレーナーに告知または通知することにより、本規約を改正することができ、改正した本規約等の効力は、全トレーナーに及ぶものとします。

第 24 条（告知方法）

本規約におけるトレーナーへの告知方法は、JFTA のトークルームに掲載する方法とします。

第 25 条（管轄の合意）

本規約に起因または関連する紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

日本フェイシャルテーピング協会（JFTA）
協会長　笹岡 流巳

メディカル・エイド株式会社
代表取締役社長　松井英樹